

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	原爆被爆者手当交付金		担当部局庁	健康局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和43年度		担当課室	総務課指導調査室		総務課指導調査室 稲葉 和男	
会計区分	一般会計		政策・施策名	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 第24条～第28条、第43条第1項		関係する計画、 通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当交付金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の全額を交付することにより、原爆被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原爆被爆者手当交付金 交付先：都道府県、広島市、長崎市 交付率：10/10						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	99,128	91,338	89,867	90,636	90,466
		補正予算					
		繰越し等					
	計	99,128	91,338	89,867	90,636	90,466	
	執行額	97,199	91,338	89,038			
執行率(%)	98	100	99				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	各手当の支給対象者に手当を支給することにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。	成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	医療特別手当・特別手当・原子爆弾小頭症手当・健康管理手当・保健手当の総支給件数	活動実績 (当初見込み)	件	201,975 (214,233)	194,098 (192,740)	186,195 (187,140)	- (194,098)
		算出根拠	89,038,000,000 / 186,195 = 478,198 (※1) (※2) ※1 平成24年度原爆被爆者手当交付金執行額 ※2 平成24年度手当総支給件数				
単位当たりコスト	478,198 (円/支給1件あたり)						
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	原爆被爆者医療特別手当交付金	21,722	22,968	医療特別手当の支給件数の増			
	原爆被爆者特別手当交付金	548	534	特別手当の支給件数の減			
	原子爆弾小頭症手当交付金	12	12				
	原爆被爆者健康管理手当交付金	66,420	65,087	健康管理手当の支給件数の減			
	原爆被爆者保健手当交付金	1,362	1,295	保健手当の支給件数の減			
	原爆被爆者手当支給事務費交付金	572	570	手当支給対象者の減			
	計	90,636	90,466				

事業所管部局による点検						
	項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づくものであり、国費を投入すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			—		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	被爆者援護法第43条第1項の規定に基づいており、妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。			—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			○	被爆者に対する手当支給に限定されており、適切である。	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	被爆者に対する手当支給に限定されており、適切である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	見込みどおりに予算を執行している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成24年度においては、総支給件数が概ね見込みどおりであり、適切に執行することができた。平成25年度予算においては、原爆症認定者数の増に伴う医療特別手当の支給人員の増、その他手当の減により、対前年度769百万円の増額を行ったところである。今後も各手当の支給対象者数や支給実績等を踏まえ、予算規模を見直していく。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	本事業は、原爆被爆者に対し、医療特別手当等の各種手当を支給するものであるが、毎年度不用が生じている状況を踏まえ、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
縮減	原爆被爆者手当交付金について、執行状況を踏まえ、支給対象者数の見直し等を行うことにより削減を図った(対前年度△170百万円)。					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	186	平成23年	163	平成24年	135

厚生労働省  
89,038百万円

〔 交付額の調整、確認等 〕



【 委任 】

A. 地方厚生局(7)  
89,038百万円

〔 交付内容の精査、決定等 〕



【 交付 】

B. 都道府県、広島市、長崎市  
(49)  
89,038百万円

〔 手当の支払及び支払に係る  
事務手続きの実施 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.中国四国厚生局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
交付金	各県市に手当交付金の交付	44,373			
計		44,373	計		0
B.広島市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
手当	健康管理手当	22,017			
手当	医療特別手当	5,809			
手当	保健手当	569			
手当	特別手当	232			
手数料	海外送金手数料	41			
支給事務費	手当支給に係る賃金、旅費、消耗品費及び 通信運搬費等	51			
認定事務費	認定に係る報酬及び消耗品費等	15			
手当	原子爆弾小頭症手当	6			
計		28,740	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中国四国厚生局	交付内容の精査、決定等	44,373		
2	九州厚生局	交付内容の精査、決定等	29,588		
3	関東信越厚生局	交付内容の精査、決定等	7,225		
4	近畿厚生局	交付内容の精査、決定等	5,721		
5	東海北陸厚生局	交付内容の精査、決定等	1,740		
6	東北厚生局	交付内容の精査、決定等	208		
7	北海道厚生局	交付内容の精査、決定等	183		
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	広島市	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	28,740		
2	長崎市	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	17,450		
3	広島県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	11,903		
4	長崎県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	6,810		
5	福岡県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	3,037		
6	東京都	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	2,918		
7	大阪府	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	2,914		
8	神奈川県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	1,959		
9	兵庫県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	1,786		
10	山口県	手当の支払及び支払に係る事務手続きの実施	1,493		